

令和2年度墨田区いじめ問題対策協議会 次第

1 議 事

(1) 区立学校におけるいじめの現状について(報告) 資料1

ア 小・中学校におけるいじめの認知件数(過去5年間)について

令和元年度は、小学校88件、中学校15件、合計103件のいじめを認知しました。年度によって小・中学校の認知件数には、増減があるといった状況ですが、平成30年度と比べ、小学校は増加、中学校は減少傾向となっています。小学校においては校長会、副校長会、生活指導主任研修会等でいじめの定義に基づいたいじめの認知を依頼してきた結果、軽微ないじめも認知し、早期対応に結び付いています。

また、中学校においては引き続き、学年の教員間や部活の顧問と担任との連携を密にしながら、生徒のささいな変化を見逃さないこと、軽微なものであってもいじめとして認知していくことの大切さを伝えていきます。

イ 令和元年度いじめ電話相談件数について

当該窓口は、平成27年から設置されている24時間体制で電話相談を受ける相談機関です。

令和元年度の相談件数は、142件です。

相談者は、保護者や教員が多くを占めています。相談内容は問い合わせ、無言・いたずら等がほとんどではありますが、いじめに関することが13件、友人関係に関する事、学校生活に関する事、子育てに関する事、教員に関する事がそれぞれ1件ずつ、ありました。

そのいずれにつきましても、相談者が学校に相談をしている、もしくは、相談を受けた相談員が、丁寧に傾聴し、相談者を安心させるとともに、相談内容に応じた適切な相談先を紹介するなどして、対応しています。

今年度は、11月末の段階で、相談件数は70件です(資料には記載なし)。相談内容はいじめに関するものが3件ございました。学校や当該児童・生徒の特定には至りませんでした。学校への情報提供をし、区全体への更なる指導の強化につなげることができました。

(2) いじめの防止等の取組について(報告)

ア 令和2年度 区はいじめの防止等の取組について 資料2

区はいじめ防止等の取組を、一覧表にまとめています。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、実施できない事業があります。引き続き、いじめの防止等に取り組んでいきます。

イ リーフレット「いじめから子供たちを守るために」 資料3

小学校・中学校全児童・生徒、教員を対象に4月に配布し、周知しています。

配布資料

- 1 区立学校におけるいじめの現状・・・・・・・・・・資料 1
- 2 いじめの防止等の取組状況
- (1) 令和2年度 区はいじめの防止等の取組について・・・・・・・・資料 2
- (2) リーフレット「いじめから子供たちを守るために」・・・・・・・・資料 3
- 3 意見・質問用紙・・・・・・・・・・資料 4
- 【4～6は、本協議会の組織に係る資料です。】
- 4 組織体制表・・・・・・・・・・資料 5
- 5 墨田区いじめ問題対策協議会規則・・・・・・・・・・資料 6
- 6 墨田区いじめ問題対策協議会委員名簿・・・・・・・・・・資料 7

【参考資料】

- 1 第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 答申について
・・・・・・・・・・参考資料 1
令和2年7月答申の概要版です。今後、必要に応じて、区のプログラム等の見直しを検討していきます。
(答申名称「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について」(東京都HPで参照できます。))
- 2 墨田区いじめ防止対策推進条例・・・・・・・・・・参考資料 2

区立学校におけるいじめの現状

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 平成 25 年)

小・中学校におけるいじめの認知件数(過去5年間)

年度	27	28	29	30	R1
小学校	29	40	45	56	88
中学校	14	24	43	20	15
計	43	64	88	76	103

(毎月、学校が提出しているいじめ個票より)

令和元年度 いじめ電話相談 件数

いじめ電話相談件数	合計
	142

相談者別	小学生	0
	中学生	1
	高校生	5
	青年	1
	保護者	19
	教員	25
	その他	15
	不明	76
	合計	142

主訴別件数	いじめ	13
	不登校	0
	反社会的行動	0
	非社会的行動	0
	友人関係	1
	生活態度	0
	性的問題	0
	神経症/同疑	0
	精神病/同疑	0
	障害/同疑	0
	学業/進路	0
	学校生活	1
	家庭/子育て	1
	虐待	0
	教員/学校	1
	学校教育	0
問い合わせ	51	
その他	49	
無言・いたづら	25	
合計	142	

課名	令和2年度 実施予定等事業		令和3年度以降に実施予定事業 (令和2年度実施事業は含まない)		備考
	事業名	取組の内容	事業名	取組の内容	
人権同和・男女共同参画課	人権講演会及び人権作文発表会	区民向けの人権講演会において啓発を行う。また、区内中学校生徒による人権作文代表作品の朗読を行う。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)(継続)			(前年度より継続事業)
	いじめ防止等さまざまな人権問題研修	区民及び事業者、職員向け研修において啓発を行う。(継続)			
	いじめ防止等さまざまな人権啓発普及活動	人権啓発冊子「人権感覚」を広く区民に配付し、啓発を行う。 (継続)			
社会福祉会館	夏休み工作教室	親子を対象とした夏休み工作教室にて、参加者にいじめ防止等に係る人権啓発冊子を配布する。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)(継続)			(前年度より継続事業)
	きねがわスタンプラリー・文化祭	幼児から大人までを対象とした事業で、館内ブースに人権啓発コーナーを設け、いじめ防止等に係る人権啓発冊子を配架する。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)(継続)			
	人権講演会	講演会場ロビーに、人権啓発コーナーを設け、いじめ防止等に係る人権啓発冊子を配架する。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)(継続)			

	令和2年度 実施予定等事業		令和3年度以降に実施予定事業 (令和2年度実施事業は含まない)		備考
	親子でハッピータイム	人権週間中に乳幼児とその親へのイベントを開催する。参加者にいじめ防止等に係る人権啓発冊子(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止) (継続)			(前年度より継続事業)
地域活動推進課	すみだ生涯学習センター指定管理者事業	いじめ防止の内容のDVD(小学校編・中学校編)を希望する学校等団体へ貸出を行う。また、生涯学習センター学習相談コーナーで館内視聴を行う。(継続)			(前年度より継続事業)
	コミュニティ会館指定管理事業	児童館長会において、いじめ防止への取組を求める。 国、東京都等から提供されたパンフレット等があれば、コミュニティ会館での配布を依頼する。(継続)			
文化芸術振興課	すみだまつり・こどもまつり	いじめ防止等に関する啓発記事をプログラム(9万部発行)に掲載する。(内容は、指導室と調整)令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止) (継続)			(前年度より継続事業)
厚生課	民生委員・児童委員活動	地域住民の身近な相談相手、専門機関へのパイプ役として活動を行っている。 (継続)			(前年度より継続事業)
生活福祉課	子ども寮会 (母子生活支援施設指定管理事業)	参加児童に人との接し方や気分を害する行為をしないよう、説明・声掛けを行う。 (継続)			(前年度より継続事業)
	中高生行事 (母子生活支援施設指定管理事業)	様々な行事を通じ、いじめ等につながるような言動があれば施設職員が声掛けを行い、職員や外部の人との交流を図ることにより、社会的な意識を向上させる。 (継続)			

	令和2年度 実施予定等事業		令和3年度以降に実施予定事業 (令和2年度実施事業は含まない)		備考
	子どもの学習・生活支援事業	参加児童、生徒に人との接し方や気分を害する行為をしないよう、説明し声掛けを行う。また、いじめ等につながる発言や行為があった場合は、指導者から注意を行うとともに聞き取りにより再発を防止する。(継続)			(前年度より継続事業)
障害者福祉課	放課後等デイサービス	事業者連絡会やメール等で、いじめに関する通報方法等について周知を図る。(継続)			(前年度より継続事業)
保健計画課	ぜん息児のためのデイキャンプ	いじめ相談等のチラシを配布する。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)(継続)			(前年度より継続事業)
	ぜん息児水泳教室	いじめ相談等のチラシを配布する。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)(継続)			
子育て政策課	児童館指定管理事業	各児童館において、いじめにおける研修等を実施する。(継続)			(前年度より継続事業)
		指定管理施設である児童館の館長会において、いじめ防止への取組を求める。(継続)			
		国、東京都等から提供されたパンフレット等があれば、児童館での配布を依頼する。(継続)			
子育て支援総合センター	子育て総合相談事業	来庁・電話・メールなど子育てに関する様々な相談に対応し、いじめに関する相談については、各関係機関の情報提供を行っている。(継続)			(前年度より継続事業)
すみだ教育研究所	教育相談事業	児童・生徒等の教育上の諸問題の相談に対し、心のケアを中心とした対応にあたる。			(前年度より継続事業)

いじめから子供たちを守るために

～ 子供たちの心に寄り添ういじめの予防・発見・解決 ～

保護者・地域の皆様へ

幼稚園・学校は、集団での学習や生活を通して、社会でよりよく生きていくための力を身に付けるところです。集団生活の中で、友達関係の悩みや困難に出会い、それを解決していく経験も、豊かな心やコミュニケーションの力を身に付けていくためには重要です。

しかし、「いじめ」は決して許されません。「いじめ問題」は、いじめにかかわった全ての子供たち（被害者、加害者、観衆、傍観者）の人格形成に少なからず影響を与え、場合によっては人と人との関係を断ち切るだけではなく、かけがえのない子供の命を奪うこともある重大な人権問題です。

「いじめ」を防止、早期発見、早期解決、再発防止するためには、学校と家庭、地域、関係機関等が「いじめ」についての認識を共有し、連携して取り組むことが必要です。

この「いじめから子供たちを守るために」のリーフレットは、保護者や地域の皆様が、ご家庭、地域において、子供たちと共に「いじめ問題」について考えるきっかけづくりとなることを目指し、作成しました。全ては明日の墨田区を支える子供たちの笑顔のために。



「いじめ」ってどんなこと？

法律では「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 平成25年）」とされています。

家庭や地域では何をすればいいの？

墨田区では、条例で保護者や地域の役割を次のように定めています。

【保護者の責務】

- 保護者は、子の教育について第一義的に責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護済するものとする。
- 保護者は、区、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

【地域住民の役割】

- 地域住民及び事業者は、国、東京都及び区が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。 【墨田区いじめ防止対策推進条例（平成26年12月10日制定）】

いじめをしない子供を育てるためには、保護者の働き掛けが何よりも重要になります。

墨田区教育委員会事務局指導室

令和2年4月

インターネット、SNS等のいじめ、増加！！

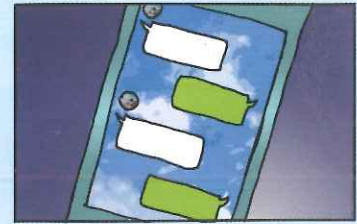
SNSに起因する事犯の被害児童数

平成20年 792件

平成30年 1811件

約2.3倍の増加！

平成30年におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について
(警察庁生活安全局少年課)より引用



★ケース1 写真の流出

脅されて露出の多い写真をゲーム機の写真機能を使って取られた。インターネット上に写真が流出し、不特定多数の人が閲覧できる状態となった。

★ケース2 SNSへの書き込み

AさんはBさんが気にいらず、Bさんの名前や写真を使って、変なサイトに書き込みをしていた。削除申請を出し、写真や書き込みは削除されたが、投稿された際に拡散されており、今でも書き込みが残っている状態である。

★ケース3 SNSグループ外し

最近、部活でレギュラーになったCさんを妬んだDさんは部活内で使っているSNSのグループからCさんを退会させるように呼び掛けた。Dさんに賛同した部員たちがCさんの発言を無視したりグループから外したりし、仲間外れを行った。

知っていますか？ 子供たちの間で流行しつつあるサービスと注意点

■荒野行動

→ バトルロイヤル形式の対戦ゲーム。文字によるチャットや音声通話（ボイスチャット）機能、他のプレイヤーとのアイテムのやり取りなどもできる。

注意 暴言や性的な言動などによるトラブルや、ゲーム内アイテムの売買【RMT（リアルマネートレード）現実世界での現金や電子マネーをゲーム内における仮想通貨やアイテムなどと交換すること】に伴う金銭トラブルなど、利用者同士によるトラブルも少なくない。

■Peing（ペイング）

→ Twitter等と連携して利用する、質問受付サービス。質問への回答は、質問文とともに自動でTwitter等に掲載され、不特定多数に公開される。

注意 匿名で質問することができるため、質問ではなく、誹謗中傷や嫌がらせのメッセージが送られてくることもある。

■スナップチャット

→ 登録した個人やグループに向けて画像などを投稿するアプリケーション。閲覧時間が最大で10秒でその後は閲覧できなくなる。

注意 誹謗中傷の投稿や写真や動画など、特定のグループで閲覧可能であるが投稿したものが消えてしまうという特徴から、個人への悪口やからかいなどに使用するいじめにつながっているケースもある。

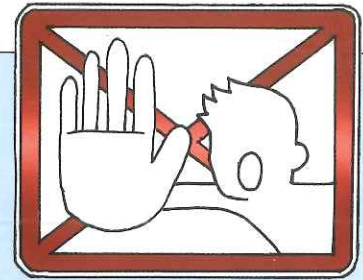
インターネットやSNS等は、使用すると便利な反面、いじめや犯罪等のトラブルに巻き込まれるなど、大きな危険をはらんでいます。

子供たちが安心して生活を送るためにも、保護者が責任をもって子供のインターネットやSNS等の利用環境を管理しましょう。

いじめ問題に対する、学校での取組

未然防止のために

- 学校いじめ防止基本方針の策定、共通理解
- 学校いじめ対策委員会の設置、開催
- いじめに関する授業の実施（年3回以上）
そのうち、1回は、「いじめ防止授業地域公開講座」として実施する。
- いじめに関する校内研修（年3回以上）



早期発見のために

- 「いじめ」の定義に対する共通理解
- 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
- 学級担任等による子供への声掛け、日常生活の観察
- 学級担任による定期的な個人面談の実施・保護者会
- いじめ発見のためのアンケート調査の実施（年3回以上）
- スクールカウンセラーによる全員面接の実施（小学5年、中学1年対象）
- 外部関係機関の周知
- 児童館、学童クラブ、放課後子ども教室等との連携

早期対応のために

- 学校いじめ対策委員会で対応方針等を決め、組織で対応
- 被害の子供の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- 加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等
- 観衆や傍観者も対象とした指導により再発を防止
- 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応
- 対応記録のファイリング
- 一定期間の指導、観察を経てのいじめの解消の確認

「学校いじめ対策委員会」とは？

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等で構成されます。

個々のいじめの事案やいじめの疑いのある事案について、現状と対応の進捗状況を確認し、今後の対応策を決定し、校長に報告をします。いじめ問題について、教員個人で対応するのではなく、この委員会を核として、組織的に解決を図っていきます。

いじめは、

「どの学校にも」、「どの学級にも」、「どの子にも」
起こり得るという認識をもち、校長の強いリーダーシップの下、
全教職員が一丸となって組織的に対応していきます。



一人じゃない みんなが、子供を守ります



① まずは、幼稚園・学校の先生に相談を！

- 子供のことで心配なこと、悩んでいることがあったら、一人で抱え込まずに、幼稚園・学校の先生に相談しましょう。幼稚園・学校では、園長・校長を中心に組織的にいじめ問題の解決を進めています。
- 家族、保護者同士、地域の方などに相談することも大切です。

② 都内・墨田区内の関係機関

- 墨田区や都内には、様々な相談関係機関があります。

いじめなど、困ったときの相談は…

区市町村学校用
(令和元年12月版)

いじめ、不登校、友人関係、発達障害、自傷行為等に関する相談

東京都いじめ相談ホットライン (東京都教育相談センター)
24時間対応 (フリーダイヤル) 電話 0120-53-8288
https://e-sodan.metro.tokyo.jp/

【メール相談受付】
東京都教育相談センターホームページの
メール相談をクリック

東京都 教育相談 検索

(例) 子供の性格や行動、不登校、学校生活、子育て等に関する相談

すみだスクールサポートセンター 9:00~16:30
墨田区いじめ電話相談窓口 上記時間外 電話 03-3613-0127
子育て支援総合センター 電話 03-5630-6677

いじめの問題やその他の子供に関する相談全般

24時間子供SOSダイヤル (全国統一ダイヤル)
24時間対応 フリーダイヤル なやみ言おう
電話 0120-0-78310

いじめの防止とSNSの適切な利用に役立つウェブサイト・アプリ

考えよう!いじめ・SNS@Tokyo 考えよう いじめ SNS 検索
http://ijime.metro.tokyo.jp/
※「こころ空模様チェック」アプリを使って、東京都いじめ相談ホットラインに電話ができます。また、こたエールのネット相談受付フォームにつながります。

学校、子育て等、子供に関する相談全般

よいこに電話相談 (東京都児童相談センター)
平日 9:00~21:00
土日祝日 9:00~17:00 電話 03-3366-4152
(年末年始を除く) 聴覚言語障害者相談 FAX 03-3366-6036

ネット・ケータイのトラブル相談 http://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/

こたエール インターネット なやみ言おうに
電話相談 0120-1-78302・メール相談 24時間受付
LINE相談 アカツ名「相談ほっとLINE@東京」
電話&LINE:月~土 15:00~21:00 (祝日・年末年始を除く)

いじめ、体罰、虐待等の子供の人権侵害に関する相談

話してみなよ-東京子供ネット- (子供の権利擁護専門相談事業)
平日 9:00~21:00 フリーダイヤル はなして みなよ
土日祝日 9:00~17:00 電話 0120-874-374
(年末年始を除く)

子供の行動や心の発達等に関する相談 こころの電話相談室
月~木 9:30~11:30、13:00~16:30 (東京都立小児総合医療センター)
(金土日祝日、年末年始を除く) 電話 042-312-8119

非行、いじめ、不登校、犯罪被害等に関する相談

ヤング・テレホン・コーナー (警視庁少年相談室) 24時間対応
月曜日から金曜日まで (8:30~17:15) は、専門の担当者 (心理職及び警察官) が対応、夜間及び土日祝日は宿直の警察官が対応 電話 03-3580-4970

心の健康に関する相談 こころの電話相談
平日 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く。) ※各センターとも同じ
(東京都立中部総合精神保健福祉センター)
港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区
(東京都立精神保健福祉センター) 電話 03-3302-7711
千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、島しょ地域 電話 03-3844-2212
(東京都立多摩総合精神保健福祉センター)
多摩地域 (23区、島しょ地域以外) 電話 042-371-5560

都内の中学生・高校生向けSNS相談

相談ほっとLINE@東京 (東京都教育委員会)

対象 都内国公私立 中・高生のみなさん
開設期間 令和元年度 毎日
相談時間 午後5時から午後10時 (受付は午後9時30分まで)

どこに電話をしても親切に話を聞いてもらえます。

リーフレット「いじめから子供たちを守るために」	発行年月	令和2年4月
	発行者	墨田区教育委員会事務局指導室
	所在地	墨田区吾妻橋1-23-20
	電話	5608-6307
	印刷所	株式会社 東伸企画

意見・質問用紙

委員氏名	
------	--

送付資料をお読みいただき、議題ごとに、御意見又は御質問を記入してください。

会議への御出席の場合と同様、積極的に御記入いただけるようお願いいたします。記入欄が足りない場合は、お手数ですが別の用紙を使用して、御記入をお願いします。

1 報告事項について

(1) 区立学校におけるいじめの現状について
(2) いじめの防止等の取組状況について

2 その他事項について

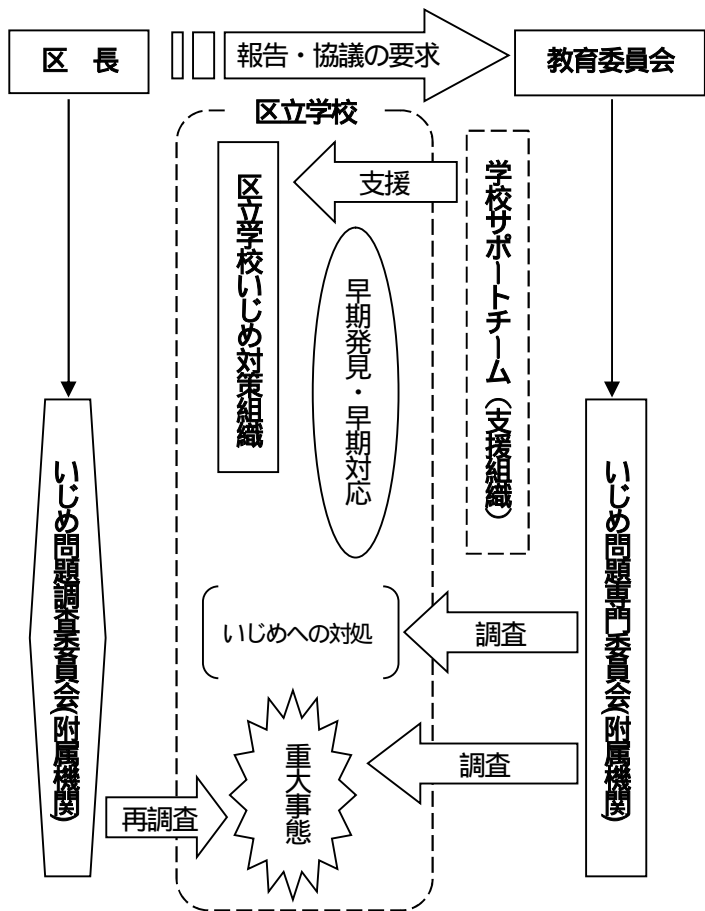
御意見・御質問があれば、御記入をお願いします。

2月9日(火)までに、メール又はFAXにより御提出ください。

メール：SYOMU@city.sumida.lg.jp FAX:03-5608-6411

いじめ防止対策推進条例に基づく区の組織体制

墨田区いじめ問題対策協議会
 学校、教育委員会、児童相談所、東京法務局、警察その他の関係者による協議・連携



機 関 名	主な役割及び構成
墨田区いじめ問題対策協議会 <根拠：条例 13 条>	いじめの防止等の対策の推進に関する事項について、関係機関及び団体との協議や連携を図るための組織。 <構成：学校、教育委員会、児童相談所、東京法務局、警察その他の関係者>
墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会 <根拠：条例 14 条>	いじめ防止等の対策を実効的に行う組織。 対策の推進について教育委員会の諮問に応じ、調査審議し、答申するほか、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べる。 重大事態発生時には、事実関係等を明確にするための調査を行ない、その結果について教育委員会を通じて区長に報告する。 <構成：学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者>
墨田区いじめ問題調査委員会 <根拠：条例 33 条>	重大事態発生時に墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会による調査結果の報告を受けた区長が、必要に応じて再調査するための組織。(区長は調査終了後、その結果を区議会へ報告する。) <構成：学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者>
区立学校いじめ対策組織 <根拠：条例 24 条> 各区立学校に設置	区立学校でいじめの防止等に関する措置を実効的に行う組織。 <構成：区立学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者>
学校サポートチーム <根拠：都教育委員会いじめ防止総合対策> 各区立学校に設置	区立学校のいじめ対策組織を支援するための組織。 東京都教育委員会いじめ防止総合対策に基づき、区立学校を支援する。 <構成：校長、副校長、主幹教諭、保護者、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子育て支援総合センター職員、児童相談所児童福祉司、警察職員により構成(スクールサポーター含む。)等>

墨田区いじめ問題対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、墨田区いじめ防止対策推進条例（平成26年墨田区条例第48号）第13条第1項の規定により設置した墨田区いじめ問題対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び30人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 協議会の委員は、区長が依頼する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議の運営)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、これを公開しないことができる。

(1) 墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号）第6条各号に掲げる非公開情報について協議するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、墨田区教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

墨田区いじめ問題対策協議会 委員名簿 令和3年1月現在

	肩書き	氏名
1	墨田区長（会長）	山本 亨
2	墨田区副区長（副会長）	高野 祐次
3	墨田区教育委員会教育長	加藤 裕之
4	墨田区教育委員会委員	阿部 博道
5	墨田区立小学校長会会長（横川小学校長）	川寄 貞昭
6	墨田区立中学校長会会長（錦糸中学校長）	和田 浩二
7	高等学校長代表（都立両国高等（附属中）学校長）	金田 裕治
8	墨田区立小学校PTA協議会会長(第四吾嬭小PTA会長)	阿部 義剛
9	墨田区立中学校PTA連合会会長(吾嬭立花中PTA会長)	小川 政美
10	墨田区青少年委員協議会会長	小野 俊一
11	墨田区少年団体連合会会長	小澤 裕二
12	墨田区民生委員・児童委員協議会会長	鎌形 由美子
13	墨田区保護司会副会長	有馬 慶子
14	警視庁本所警察署長	大浦 茂
15	警視庁向島警察署長	品田 一彦
16	東京都江東児童相談所長	大浦 俊哉
17	東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官	菅原 祐子
18	東京保護観察所保護観察官	伊東 葉子
19	墨田区青少年育成委員会連絡協議会会長	田口 武司
20	墨田地区人権擁護委員会委員	石森 ミネ子
21	クボタクリニック（墨田区医師会）	窪田 彰
22	墨田区企画経営室長	岸川 紀子
23	墨田区総務部長	岩佐 一郎
24	墨田区子ども・子育て支援部長	酒井 敏春
25	墨田区地域力支援部長	関口 芳正
26	墨田区子育て支援総合センター館長	梅原 和恵
27	教育委員会事務局次長	青木 剛
28	すみだ教育研究所長	石原 恵美
	事務局	
1	庶務課長事務取扱 教育委員会事務局参事	宮本 知幸
2	指導室長	加藤 康弘
3	地域教育支援課長	石岡 克己
4	人権同和・男女共同参画課長	有澤 恵美子

敬称略

諮 問

都内全公立学校におけるいじめ防止に係る取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について

諮問理由

都内全公立学校で、「いじめ総合対策【第2次】」を確実に推進するとともに、取組の成果と課題を不断に検証・評価して、その改善を図っていく必要があるため

答申の概要

※「検証の視点」は、第2期いじめ問題対策委員会の答申において、いじめ防止等の対策を一層推進するための今後の方向性として挙げられた点

【検証の視点】

【○成果 ◆課題】

【いじめ防止対策の一層の推進に係る方向性】

「学校いじめ対策委員会」における多角的な検証によるいじめの認知の徹底 【P6】

- 児童・生徒の気になる様子を把握した場合に「学校いじめ対策委員会」に報告することは、ほぼ全ての学校で定着
- ◆ 認知件数が0件の学校があることや、学校等により認知件数に差があることから、自校のいじめの認知に係る取組を見直すことが必要

いじめ問題対策委員会からの提言 【P23】

- (1) まず、子供を信頼していることを示そう。
- (2) いじめ予防の基本として、授業の充実を目指そう。
- (3) 子供をみる目を養おう。
- (4) 教職員間の情報共有を大切にしよう。
- (5) 保護者、地域社会と共に手を取り合おう。

PDCAサイクルによる改善の仕組みの確立 【P11】

- 「学校の取組の進捗状況が見える化するシート」の活用等により、PDCAサイクルのうち、特に「評価」「改善」に係る取組が充実
- ◆ 自校の課題を共通認識する場の設定等を通した「改善」「計画」の強化や、実効性のある「学校いじめ防止基本方針」への改訂が必要

7つの方策 【P24~25】

- 1 「子供自らがいじめについて考え、行動できる」取組の一層の充実
- 2 学校の教育活動全体を通したいじめ防止の取組の充実
- 3 いじめの認知に至るプロセスの明示
- 4 教職員が自己の取組を点検するためのレーダーチャートの作成・活用
- 5 家庭・地域向けプログラムや啓発資料等の作成・活用
- 6 学校サポートチームの魅力、効果的な活用に係る周知
- 7 学校における「いじめ総合対策」の活用促進に向けた工夫

より実効性のある教育相談体制の構築、SOSの出し方に関する教育の推進 【P13】

- 学級担任やスクールカウンセラー等の教職員が相談に応じたり、その情報を教職員間で共有したりするなど、教育相談体制が充実
- ◆ 児童・生徒に、SOSを出す力、受け止める力を育むことに加え、相談できる大人を増やすという視点を重視した取組が必要

日常の授業から子供たちが話し合い等を通して多様性等を認め合う態度の育成 【P17】

- 道徳や学級活動におけるいじめ問題に関する学習や、主体的に行動しようとする意識等の育成に向けた指導は、ほぼ全ての学校で定着
- ◆ 授業の質の向上を図るとともに、児童・生徒が互いの多様性やよさを認め合おうとする態度を学校、家庭、地域等で育むことが必要

保護者や関係機関との効果的な連携、学校サポートチームによる支援等の充実 【P20】

- 学校のホームページ等で、学校いじめ防止基本方針の内容を周知するなど、保護者等と共通理解を図る取組の推進
- ◆ 学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、日頃から双方向の関係を築くことが必要

今後の取組

- 令和3年3月 「いじめ総合対策【第2次】」を一部改定し、都内公立学校全教員に配布
- 令和3年度～6年度 都内全公立学校において、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を踏まえた取組を実施

墨田区いじめ防止対策推進条例

平成 26 年 12 月 10 日

条例第 48 号

改正 平成 28 年 3 月 30 日 条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、区におけるいじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、区の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

(3) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

(4) 児童等 区内の学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(6) 事業者 区内において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業、学習塾、スポーツ教室その他の児童等を対象とした事業を行う個人又は団体をいう。

（平 28 条 14 ・ 一部改正）

(基本理念)

第 3 条 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等が「やさしさ」及び「おもいやり」の心を大切にし、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等が他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動することができるようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るため、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、事業者その他の関係者の連携の下、地域社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第 4 条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(区の責務)

第5条 区は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための体制を整備するとともに、他の地方公共団体、学校、保護者、地域住民、事業者その他の関係者と協力して、いじめの防止等のために必要かつ効果的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育委員会の責務)

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、墨田区立学校設置条例(昭和39年墨田区条例第24号)別表に掲げる小学校及び中学校(以下「区立学校」という。)の設置及び管理に関する事務を行う者として、区立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(区立学校及び区立学校の教職員の責務)

第7条 区立学校及び区立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該区立学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、事業者その他の関係者との連携を図りつつ、区立学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該区立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的に責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、区、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(地域住民及び事業者の役割)

第9条 地域住民及び事業者は、国、東京都及び区が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第10条 区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(墨田区いじめ防止対策基本方針)

第11条 区は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定により、区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

(区立学校いじめ防止基本方針)

第12条 区立学校は、法第13条の規定により、当該区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(墨田区いじめ問題対策協議会)

第13条 区は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定により、学校、教育委員会、児童相談所、東京法務局、警察その他の関係者により構成される墨田区いじめ問題対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、いじめの防止等のための対策の推進に関する事項について協議を行う。

(墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会)

第14条 基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

- 2 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について、調査審議し、及び答申する。
- 3 専門委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。
- 4 専門委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者のうちから、教育委員会が任命する委員をもって組織する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
(区立学校におけるいじめの防止)

第15条 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校において、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを防止するため、当該区立学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、事業者その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該区立学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該区立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該区立学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。
(いじめの早期発見のための措置)

第16条 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを早期に発見するため、当該区立学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 区は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該区立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。
- 4 教育委員会及び区立学校は、前項に規定する相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。
(区長による報告又は協議の要求)

第17条 区長は、必要があると認めるときは、区立学校におけるいじめの早期発見及びいじめへの対処について、教育委員会に対して状況の報告又は協議を求めることができる。
(関係者間の連携等)

第18条 区は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、他の地方公共団体、学校、家庭、地域住民、事業者その他の関係者の間の連携の強化、事業者への支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。
(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第19条 区は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、区立学校における教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応ずるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために区立学校の求めに

じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

- 第20条 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 区は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

- 第21条 区は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項及びいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

- 第22条 区は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(学校評価における留意事項)

- 第23条 区立学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(区立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

- 第24条 区立学校は、当該区立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該区立学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

- 第25条 区立学校の教職員、区の職員その他の児童等からの相談に応ずる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 区立学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該区立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- 3 区立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該区立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 4 区立学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 区立学校は、当該区立学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 区立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該区立学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(教育委員会による措置)

第26条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該報告に係る区立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第27条 区立学校の校長及び教員は、当該区立学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定により、適切に当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第28条 教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定により当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力に関する措置)

第29条 区は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携及び協力に必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による措置等)

第30条 事業者は、その事業活動において、いじめの防止のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、児童等からいじめに係る相談を受け、又はいじめの事実があると思われるときは、いじめを受け、又はいじめを行っていると思われる児童等がそれぞれ在籍する学校及び教育委員会その他の関係者への通報等いじめの早期発見のための適切な措置をとるよう努めるものとする。

2 事業者は、前項の規定によりいじめの早期発見に係る措置をとった場合においては、学校が行う当該いじめへの対処に関し協力するよう努めるものとする。

(区立学校における重大事態に係る対処)

第31条 区立学校は、法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、教育委員会を通じて、その旨を区長に報告しなければならない。

2 法第28条第1項の規定による調査は、専門委員会が行うものとする。

3 教育委員会及び区立学校は、専門委員会が前項の規定による調査(以下「重大事態調査」という。)を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- 4 教育委員会は、重大事態調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。
- 5 専門委員会は、重大事態調査を行ったときは、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 6 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を区長に報告するものとする。

(区長の調査等)

第32条 区長は、前条第6項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、重大事態調査の結果について調査を行うものとする。

- 2 前項の規定による調査(以下「重大事態区長調査」という。)は、次条に規定する墨田区いじめ問題調査委員会が行うものとする。
- 3 区長は、重大事態区長調査を行うときにあってはその旨を、当該調査が終了したときにあってはその結果を区議会に報告しなければならない。
- 4 区長は、重大事態区長調査に当たって、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査の結果等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 5 区長及び教育委員会は、重大事態区長調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(墨田区いじめ問題調査委員会)

第33条 区長は、重大事態区長調査を行わせるための附属機関として、墨田区いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

- 2 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者で、専門委員会の委員以外のものうちから、区長が任命する委員をもって組織する。
- 3 委員の任期は、区長が任命したときから重大事態区長調査が終了するときまでとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、墨田区規則又は墨田区教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月30日条例第14号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。